

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 ジェコス株式会社

【英訳名】 GECOSS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 弓 場 勉

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【電話番号】 (代表) 03 - 3660 - 0777

【事務連絡者氏名】 総務部長 数 藤 英 二 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番1号

【電話番号】 (代表) 03 - 3660 - 0777

【事務連絡者氏名】 総務部長 数 藤 英 二 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月23日開催の当社第48回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

配当財産の種類 金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円 配当総額364,004,590円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月24日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90条)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことから、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条および第35条につき所要の変更を行う。

#### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、弓場勉氏、石橋康雄氏、倉智達也氏、鈴木章夫氏、藤田眞氏、岩本能成氏、小野武彦氏の7名を選任する。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、江口忠夫氏、横瀬力氏、鈴木和幸氏を選任する。

#### 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役 田中増男氏ならびに退任監査役 河野浩二氏に対し、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈する。

その具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に一任する。

#### 第6号議案 役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役8名および監査役2名に対し、総額46,000,000円(取締役分43,000,000円、監査役分3,000,000円)の役員賞与を支給する。各取締役および各監査役に対する金額は、取締役に  
ついては取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	307,239	1,272	0	(注)1	(注)4 可決 (98.06%)
第2号議案	307,704	807	0	(注)2	(注)4 可決 (98.21%)
第3号議案				(注)3	(注)4
弓場 勉	296,795	11,715	0		可決(94.73%)
石橋 康雄	307,874	637	0		可決(98.27%)
倉智 達也	308,157	354	0		可決(98.36%)
鈴木 章夫	308,173	338	0		可決(98.36%)
藤田 眞	308,154	357	0		可決(98.36%)
岩本 能成	308,171	340	0		可決(98.36%)
小野 武彦	305,884	2,626	0		可決(97.63%)
第4号議案				(注)3	(注)4
江口 忠夫	262,644	45,867	0		可決(83.83%)
横瀬 力	303,256	5,255	0		可決(96.79%)
鈴木 和幸	285,225	23,286	0		可決(91.04%)
第5号議案	279,730	28,781	0	(注)1	(注)4 可決 (89.28%)
第6号議案	307,152	1,359	0	(注)1	(注)4 可決 (98.04%)

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上